○関東地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
春日部市八丁目字前三三七番二地内	前	一五・九〇～二二・六五メートル	
	後	一五・九〇～二四・五四メートル	上記A及びBは、関係図書に表示する敷地の区分をいう。
		〇・〇一〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号及び五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
甲斐市下今井字南原二九六三番一から同市下今井字上ノ山三四八一番六まで	前	二五・七〇～一一二・一四メートル	
	後	二五・七〇～九二・一六メートル	
		〇・七一九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○中部地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
下呂市金山町下原町字協和三三五番五から同市金山町中切字下切二一九三番一まで	前	A 一〇・五〇～四三・〇〇メートル	
	後	B 一〇・五〇～六八・〇〇メートル	
		A 一・五二二キロメートル	上記A及びBは、関係図書に表示する敷地の区分をいう。
		B 一・〇八〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高山市下岡本町三一二五番一から同市国府町金桶字下ノ段三八七番四まで	前	A 八・〇〇～七六・〇〇メートル	
	後	B 一一・〇〇～一三八・〇〇メートル	
		A 七・一二九キロメートル	上記A及びBは、関係図書に表示する敷地の区分をいう。
		B 五・八九三キロメートル	
		A 五・八九三キロメートル	
		B 一一・〇〇～一三四・〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
浜松市西区篠原町字八幡前二一三〇七番一から湖西市新居町浜名字浜畑四三四三番八まで	前	A 一一・八〇～一六七・〇〇メートル	
	後	B 二一・四〇～二〇六・五九メートル	
		A 一三・八〇六キロメートル	上記A及びBは、関係図書に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・七三一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷一九六〇番四から同町成川字渡シノ上八二〇番二まで	前	A 九・〇〇～二五・〇〇メートル	
	後	B 一二・〇〇～一一〇・〇〇メートル	
		A 四・五六五キロメートル	上記A及びBは、関係図書に表示する敷地の区分をいう。
		B 四・〇六二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号